



Weekly 第85号

個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

直近の介護関連ニュース（ダイジェスト版）をお届けします。今週号は2018（平成30）年12月3日（月）～9日（日）までの1週間です。詳細は厚生労働省のHP等で確認してください。赤字は重要ニュースです。

■社会保障費の自然増を1000億円圧縮へ（12月5日）

政府は31年度政府予算案の編成で社会保障費の伸び（自然増）を1000億円程度削減する方針を固めた。社会保障費の自然増による伸びを6000億円と推定し、①薬価引き下げで400億円②介護保険第2号被保険料への段階的な総報酬制導入で400億円③協会けんぽの国庫補助金返納や生活保護給付の段階的な引き下げなどで200億円の計1000億円を削減し、伸びを5000億円程度に抑える。

■入管法改正案を可決、成立 臨時国会 来年4月施行予定（12月8日）

外国人労働者の受入れを拡大する出入国管理法（入管法）改正案が参院本会議で可決、成立した。一定の技能を持つ外国人に新たな在留資格（特定技能）を与え、就労を促す。所管する法務省出入国管理局は出入国管理庁に格上げされる。施行は31年4月1日（予定）。

「特定技能1号」は、「相当程度の知識または経験を要する技能」を持つ外国人が対象。最長5年の技能実習を終了するか、または日本語能力と技能が問われる試験に合格することが条件。在留期間は通算5年、家族の呼び寄せは認められない。

「特定技能2号」は、より高度な試験の合格し、熟練した技能を持つ外国人が対象。更新回数に制限されず、長期間の就労が認められ、家族の呼び寄せもできる。

改正法には、受入れる業種や、受入れ人数、「2号」と永住許可との関係、公的医療保険上の位置付けなどについて具体的な規定がない。政府は臨時国会で「制度の詳細は施行日までに整備、公表する」と答弁した上で①「1号」の対象は介護や建設、造船、素材加工、外食など14業種を想定②「2号」の対象は建設、造船など③受入れ人数は5年間（31～35年度）合計で最少26万2700人～最多34万5150人（毎年、3万2800人～4万7550人）、介護は5万～6万人（5000人）と想定している一などと答えた。厚労省は介護も「2号」の対象になるよう政府内で働き掛ける。

野党（日本維新の会など除く）は「制度の内容が曖昧で具体性がない」「技能実習生の失踪者の多くが低賃金を失踪の理由に挙げており、外国人労働者の処遇や境遇に不安がある」などとして廃案を要求していた。